

第9回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年5月22日(木) 午後1時30分	
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也	
証 人	住民課 住民係長 四ヶ所 めぐみ 健康課長 田中 豊和 議会事務局 会計年度任用職員 佐田 裕子 総務課長 平田 栄一	
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳	

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開催いたします。

傍聴の皆様方には、お忙しい中にもかかわらずおいでいただきまして、ありがとうございました。よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問の前の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいります。

それでは、証人入室のため、暫時休憩をいたします。それでは、お願ひします。

(午後1時31分休憩)

(証人入室)

(午後1時33分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

四ヶ所証人におかれましては、本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がござりまして、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬこととなっております。この宣誓についても、次の場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人は証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒む

ことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになります。

一応以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員ご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読願います。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和7年5月22日、四ヶ所めぐみ。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名・押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求める事となります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のままご発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより四ヶ所証人から証言を求めます。

最初に委員長、私から所要の事項をお尋ねし、次に各委員からご発言を願うこととしております。

では、最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは住民係長の四ヶ所めぐみさんでしょうか。証人、どうぞ。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） はい、四ヶ所めぐみです。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんでしょうか。証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） はい、間違いございません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めないと伺っております。四ヶ所証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

尋間に当たり、証人それから傍聴者に資料の配布を認めます。事務局より配付をお願いいたします。

(資料配布)

○古賀世章委員長 よろしいですか。それでは、尋間を行いたいと思います。どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、出生記念品事業について質問させていただきます。

本事業は、令和6年度の予算に計上され、新事業として執行されております。この事業の立ち上げの経緯を詳しく説明をお願いいたします。

また、課内、課長とは制度設計についてどのような話し合いをされていたのか、予算の立て方などお分かりになられましたらお答えください。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

まず、制度設計についてですけれども、令和5年度末ぐらいに担当の職員のほうから出生記念品事業というものを計画したい、事業化したいということで、まず提案がございました。係長、課長を含め提案がございました。

その中で、出生届を出された方を対象といたしまして、出生記念品という形で、これから生まれてくるお子様の出生をお祝いすると同時に、地域の中でのつながりとか、あとは出生記念品、記念品が大刀洗町の「かてて」という事業がございますので、その事業の商品を出生記念品として、出生届を出された方に対して、お祝いという品であげるという事業はどうだろうかというふうにまず提案がありました。係長、課長で、そういう提案があったので、確かにお祝いをするとかとてもいい事業なので、事業化を進めようかという経緯になりまして、話を進めていった次第であります。

それが令和5年度末でしたので、それで定期的に職員、私と係長と課長とで、3人で、いろんなそういう事業化に関してですが、話をしてきたところ、記憶ですけれども、令和6年2月末ぐらいに、地域振興課の担当の係のほうと、こういう事業を提案したいんだけれどもというところで、そこが最初だと思うんですが、正式に担当課と地域振興課と住民課として、協議をそこでしたというふうに記憶しております。

以上になります。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのときに予算の立て方など、課長とお話しされた経緯はございませんか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

予算に関しましては、大体3,000円程度の商品を作るのはどうだろうかというところで、まず最初の係内の協議の中で話が出ておりましたので、3,000円というものが妥当なのかどうかというところもありましたけれども、3,000円で私も当時の事績等を見て確認していたんですけども、3,000円の中に2,000円とか2,500円とかが商品で、あと送料とかを500円の内訳で、3,000円でっていうお話にな

っていたかなっていう記憶、その当時ですね、2月、令和5年度末、令和6年の1月、2月、3月ぐらいは当初はそういうふうに、3,000円を全部商品にするか、その中の内訳として2,500円になるのか、商品代として500円は送り賃とか、そういうのじゃなかろうかみたいな、予算化までの含めたところではなく、漠然とした形で話の中では出ていたというところで、最終的に当初予算の令和6年度の予算化をした際には、3,000円の予算化という形で計上したという経緯になります。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 担当課として1人頭3,000円の45万で予算が計上に上がっていたかとは思うんですけども、担当課としてその話合いの中で、商品が2,500円で送料とかいろいろなもので500円引くみたいな話もあったかと思うんですが、実際のところ予算的には1人頭3,000円ということで、住民課のほうにはそこの科目だけで上がっていますよね。送料とか別途上げているわけではなかったのですが、その予算書を見てどう思われましたか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 当初3,000円の予算計上につきましては、予算計上するときには、予算を作成するのは係長である私が予算を計上しますので、担当のほうから3,000円というところで予算取りを、1人当たり3,000円の150人分、出生届が大体1年間150件ぐらい出ますので、その45万でというところで言われたので、当初はもう本当その商品代として、私の率直な思いとしては、当初は商品代が3,000円と思っていましたので、送料とかそういったことに関しては全く頭の中にはなかったと、自分の思いはそれでした。

○古賀世章委員長 副委員長。

○白根美穂副委員長 今皆様にお配りした単価契約書というものがございます。この件に関して質問させていただきます。この単価契約書を作成した経緯についてお答え願います。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

当初、5年度終わりに事業が計画されて、6年度予算で計上をして、出生記念品事業が走り出しているんですけども、その中で、担当のほうから4月開始ではなく7月ぐらいをめどに開始するという話が出ていたので、そこまでにいろいろ事務の流れとかが詰められていない部分もございましたので、併せてこの単価契約のほうも、まだ当初の4月、5月、6月の中ではまだ準備も整っていなかったので、準備はするところで、担当も、私も、課長も思って進めていたところではありますけれども、住民係の業務としまして、年度末と年度開始の時期がどうしても、人の動きといいますか、転入転出とかの動きだったり、あとは戸籍の届けを受けるところですので、そういった届けが多かったりと、あと戸籍の法律が改正がずっと続いておりまして、ちょうどその当時が戸籍の法改正で、広域交付といって、どこの市町村でも戸籍が取れるような国の事業が開始しておりましたので、そういった事業の準備等

が重なっておりまして、私も係長として、担当のほうにも進捗状況を確認しながらずっとはしていましたけれども、どうしてもそういうほかの事業がちょっと大変な部分もあったので、担当にちょっと任せっきりな部分もありまして、契約書のほうができるていないのも私も感じてはいましたし、要綱のほうとかもできていない部分もあったので、そこも作ろうというふうな形では進めていましたけれども、その時点ではできていなかったので、後々この事業が開始には間に合っていませんけれども、契約書をその流れで作りました。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 7月に人事異動があって、当時の担当課長と提案者が異動されたかとは思います。細かな制度設計というか、細かな決め事までつくらずに、事業が見切り発車をしていたということになるんですけども、どうしてそれだけ早く事業を進めていかなきやいけないと思われたのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。証人、どうぞ。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） どうして早くかというのは、私の中ではちょっと分かりかねるところではあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この単価契約を見る限り、令和6年10月10日に契約を結んだことになっておりますが、こちらが調べた調査によると、それ以前の8月21日に2件分の6,000円が町の会計課からかけてての通帳に振込が行われております。どのような手順で支払い命令を会計課に行ったのか、ご記憶はございますか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

その当時の記憶ですけれども、かけてのほうから請求書が8月の時点、今、白根議員さんが言われた時期に請求書が住民課のほうに届きました、そのときにその請求書と見積書をつけてもらって、それで伝票を作成したという記憶があります。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 町からの会計から公金を支出する場合に、何かの根拠がないといけないということ、このような契約書をお作りになったかと思います。当初、制度設計が途中だったということもあるかとは思いますけども、このような単価契約を作つて、どこかにこれでいいのかとか、この制度設計でいいのかというような相談はどこかにはされていますか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

当時は、先ほども言いましたように、いろいろな住民係の業務が多忙なところもありましたので、間で当時の課長だったり、企画財政課のほうの財政係のほうに、こういったものの伝票の切り方はどうかとかという形での相談はちょこちょこしてはおりましたが、出生記念品事業の要綱作成に関しても、基本的には当時担当はもう異動してしまいましたし、当時の課長も異動をしておりましたので、当時の課長、案納ですけれども、課長が異動して新しいところでの業務も始まっていますので、そこに前部署の仕事を聞くのもどうかというところで、私自身がそこで聞くのはちょっとというためらいを持ったので、案納のほうにその後の相談というのはなかなかできていなかつたように思います。

また新しい課長にという中で、案納から当時の矢野課長のほうに引継ぎはされてあるとは思いますけれども、そこ一番分かっている、当時は、一番この出生記念品事業の経緯は知っているのは私だったので、私がいろいろと根拠になるものということで、いろんなことを調べながら、事業はどうしてももう走っていましたので、それに合わせるような形でこの契約書なりとか要綱なりを、まだ間に合っていなかつた部分がありますので、私が考えて契約書とかは作った経緯があります。

相談はちょこちょこしましたけれども、適切な回答というか、そういう回答が、私が欲しい回答というのはなかなか、いろいろ所管の業務もあるので、忙しい部分の課長たちでもあるので、ちゃんとした回答は得られなかつた記憶はあります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今までのお話をまとめますと、制度設計、細かなこともきちつと決まらないまま予算取りだけした新規事業に対して、多忙な業務の中でそれを単価契約書、いろいろ細かいことをしなきやいけなかつたということで、現場はすごく混乱した中でこの事業を進めていかなければいけなかつたという認識でよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

今、白根議員がおっしゃったように、多忙な時期もございましたので、そういう中、担当もいろいろ一生懸命いろんなことを考えて事業を進めていこうという気持ちがあった上でしていましたけれども、担当もその当時も住民係ですので、ほかの業務も、これだけじゃないから、ほかの住民係の業務も併せてしているので、準備が整うことに時間がかかる、恐らく異動がなかつたら、そのときにもちゃんとした制度設計をするように、私が係長ですので、一応進捗を確認しながら事業の設計を見直しながら進められていたとは思いますけれども、異動になった後に、それでも事業は進んでいますので、その中で要綱を作成したり、契約をしたというはあるので、私としては携わっておりますので、もうちょっと長い期間というか、制度を正しく運用するまでの時間があれば、この契約に関しても何が正しい形だったのかというのは、もうちょっと考えられたのかなと今になっては思います。公金で

すので、お金の流れとかは、やはり根拠が必要というのは重々わかっておりますので、私、戸籍の係におりますので、法律の根拠とかを考えながら毎日業務をしておりますので、やはりその根拠はってなったときのことを考えると、もうちょっと詳しく、この契約に関しても要綱に関してももっと詰めて私自身考えたんじゃないかなと、今はそこを反省しております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 新しい事業が宙ぶらりんなまま異動が7月にあっていますけども、その前の課長だったり発案者からどうなっているのかとか、進捗状況を聞かれたりとか、心配しに来てこられたりとかいうのはなかったですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） それは異動後のお話ですか。そうですね、異動後に関しては、案納課長のほうからはどうなっているかとかは、ちょこちょこ聞かれた記憶はあります。

○古賀世章委員長 白根さん。

○白根美穂副委員長 私からは最後になるんですけども、今年度も予算に出生記念品事業は上がっていますけども、今、事業としてはどのような動きになっていますか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

今年度も令和7年度の事業として予算化しておりますが、今回のことがありましたので、継続というか、予算化、事業をするということで予算を上げていますので、今、内容を、かててとの契約をまた進めていくのか、かててが協議会というふうに移行したというのを確認しておりますので、その協議会との契約というものができるのかとか、そういったものが、ちゃんと確認が今住民課のほうでは取れおりませんので、住民課、私と現課長と今話をしているところではあるんですけども、先ほども言いましたように、年度の初めとかにどうしてもらっと、忙しいというか多忙になるので、また今も法律が改正して、そういう改正の作業もっているので、なかなかこれだけに注力してこれを考えるというときがちょっとなかなかないので、今現状まだ事業を進められている状態ではありません。

以上です。

○古賀世章委員長 白根委員。

○白根美穂副委員長 再度確認しますけども、住民の人に出生記念品の件に関しては広報というか、お知らせをしていないということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 現状は、4月1日からはまだ住民の方にお知らせというのをしてお

りません。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほか御質問等あればお願いをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。証言ありがとうございます。

議会のほうで日頃から疑問に思っているのが、これに限らず当町の行政において、立てつけ、制度設計や効果等が不十分、不明確なまま予算が計上されて、執行されて、そうやってしっかりと制度設計されていないので、現場が混乱したりするというケースがまま見受けられるんです。今回のケースにおいてもやっぱり同様の動きに見られるので、こういうこと、こういうふうに、先ほどの御証言では2月末に担当課でお話ををして、それが3月の予算にのった。7月になんでも執行できなかつたというお話をまさにこのパターンに当てはまると思うんですけど、証人の経験上、こういう非常に急な話とか、不明確な立てつけが制度設計のまま事業化されるというのが、当町の行政においては一般的に行われているというふうに見てよろしいんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

急に始まるとかは、そうないとは思います。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、今回のケースがあまりないというところに該当してしまったと。あまりないことが今回起きたというのは、証人としてはなぜこういうことになったか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

事業をいたしましては、とても、生まれたお子さんに対してお祝いの気持ちだったりとか、かてての商品というのが、地域の皆さまが作られた商品とかがかてての商品になっていたりしますので、地域内の循環という意味だったり、また、例えばお母さんたちがかてての商品を知ることで、かててといった大刀洗町のそういうグループというか、すいません、言葉はあれですけど、そういうものを知って、今度は自分が作り手になりたいとかということで、お母さんたちのグループ、地域の中での循環というか、そういうのがコンセプトという形で作られているのが一つありますので、事業としてはすごくいいものだという形だったので、私の個人的な考えですけれども、それが、言葉はちょっとあれですけど、面白い事業なんじゃないかとか、すごくいい事業なんじゃないかというふうに私自身も思いましたし、それが今このような状況になっていますけれども、それがうまくいけばもっと、例え

ばもっと大きい、今は3,000円くらいの商品ですけれども、それがもうちょっとどんどん膨らめば、大刀洗町の商品を、どういった形かちょっと分かりませんけれども、もうちょっといいものになるんじゃないかなという意味合いもあったので、早く始まったんじゃないかなというふうな形にはなります。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございます。それと先ほど質問にもありました、昨年の8月に6,000円の支出があったと聞いています。ということは、8月に既に贈呈の事業というのは開始されていたというふうに認識してよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

事業といたしましては、要綱等ができてはいなかつたですけれども、7月時点では住民の方、出生届を出された方には案内はもう開始はしておりました。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 単価3,000円で契約していったけれども、結局物品が2,500円で、500円を何らかの手数料という形でかててか地域振興課が取っていたということについては、事業開始時から住民課のほうでは認識していらっしゃいましたか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

住民課のほうでは、その内訳に関しては認識はしていません。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今までのお話を聞いていて、この事業に関してですけれども、これは地域振興課が予算を立てて、住民課はお知らせだけして、窓口に来た対象者に地域振興課のほうへ行ってくださいという呼びかけだけでもよかったですかとは思うんですけども、もう一度聞きます。なぜ住民課で予算組みをしなきゃいけなかつたのか、そこをお答えできますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。お願いします。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

事業の提案が、住民課が提案をしておりますので、住民課で予算を組んだという次第になります。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほかどなたか。議長。

○高橋直也議長 この出生記念品事業というのは、確認ですけども、住民課の事業ですよね。そこにはなぜ地域振興課を巻き込んだのかというのを教えてください。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） お答えいたします。

地域振興課が入っているのは、かてての事業が地域振興課が担当だったので、まず最初の提案として、地域振興課のほうに声をかけたという流れになります。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 地域振興課がかててをしているから、地域振興課に声をかけた。地域振興課がかててをしていたから、かててと出生記念品事業、どういった関係があるのですか。具体的に教えてください。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） かてての商品を出生記念品ということで取り扱うということが、まずもっての提案でしたので、かてての商品を扱っているというか、担当が地域振興課だったので、地域振興課のほうに声をかけさせていただいております。

以上です。

○古賀世章委員長 議長、どうぞ。

○高橋直也議長 先ほどからの答弁で言われた3,000円の商品で、500円が送料とか、そういったのに使われるかもしれないというような考えが当初あったと言われましたけども、そうなると、ちょっとこれ聞かせてもらいたいんですけども、例えば款項目節ってあるじゃないですか、予算書には。その中で、商品代は、節の中でいうとどこの部分に当たると思いますか、例えばベビーギフトの商品。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 商品に関しましては、需用費に該当すると認識しております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 ラッピング費とか送料とか、その辺はどこの節に入ると思われますか。

○古賀世章委員長 四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 送料に関しましては、役務費に該当するという私の認識はそこです。

○古賀世章委員長 議長、どうぞ。

○高橋直也議長 私もそう思っております。そういう中で、当初からそういうふうに、送料が3,000円の中の500円分が、送料とかラッピング費にかかるということであれば、2,500円掛けるの出生記念品をあげる対象人数と同様、役務費のほうで500円分の送料とかラッピング費とかっていうのは、同

じ人数分普通だったら上がりますよね。じゃないと事業は最後まで成立しないと思うんですけども、それがなされてないっていうのが、今までの答弁でいうとそうなると思うんですけども、そこどう思いますか、まず。役務費と需用費で分かれる、経費に、予算に上がってくると思うんですけども、そこはどう思われますか。まずそこを聞かせてください。

○古賀世章委員長 いかがですか。もう時間も押してきましたので、端的にお答えをお願いします。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 需用費の予算分しか上がってないので、送料の役務費とは住民課予算の中では計上はしていないという事実はそこですね。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 最後1点ですけども、これはもう2年度に分かれて予算計上されていますよね。当初は、当初の予算のときには、4月いろいろ法改正とかがあって、業務が忙しいから考えられなかつたと、今回また同じ予算を今年度も上げているじゃないですか。中身が改善されてないと思うんです。ということは、今回も忙しかつたから、いろいろまだ精査できてないというような答弁がありましたけども、そういった中でこういった事業を住民課が行うというのは正しいと思われますか。最後、それだけ聞かせてください。

○古賀世章委員長 いかがですか。四ヶ所証人。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 正しいか正しくないかと言われると、難しい。私が正しくないとも言いたいんですけども、2年度も予算化をしたのは、1年度、単年度で事業というものが、単年度で終わらせるかという疑問が私の中でもございましたので、6年度の事業の結果を精査した上で、7年度、今年度も予算化するときに、出生記念品の対象者、使われている方、商品をもらわれている方、その方が何人いるかなというのとかを精査した上で、ゼロではないんです。

やっぱり皆さん、いいものと思っていた分、商品をオンラインで申請してもらわれているので、単年度だけで終わらせるかというところにも、私、係長としても疑問を持ちましたし、ギフトをもらわれている方も少なからずいらっしゃるので、やはりまた次年度でもこの事業をして、また継続しないというのも、やっぱり単年度じゃあちょっと事業の精査はできないというところで、今年度も予算化をしたところですが、役務費等の計上はしていないのは、カタログを送るとかっていう、カタログを送りはしなくても、オンラインのホームページでカタログを見れるような状況にもなっていますので、役務費等の予算の計上は今回はしていないという部分もあります。あともう一つ、すいません。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） もう一つですけれども、今、住民課と地域振興課で契約をしておりますが、住民課といたしましては3,000円分の商品分の需用費で持っていますが、契約をして、その3,000円が地域振興課というか、かててに入っていますので、私の言い方があれですけど、先の話

というか、そこから例えれば2,500円は……。

○古賀世章委員長 出品者ね。

○証人（住民係長 四ヶ所めぐみ） 出品者で、500円はということであれば、その予算化、例えばその送料の役務費だったりとか、報償費だったりとかは、地域振興課のほうで組めるようなものじゃないか、私が今思うには、そうじゃないかなというふうにはなりはします。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。よろしいですか。はい時間もかなり押しておりますんで、以上をもちまして、四ヶ所証人に対する尋問は終了をさせていただきます。

証人、どうもありがとうございました。退席、退室いただいて結構でございます。

（証人退室）

○古賀世章委員長 以上で四ヶ所証人への証人尋問を終わります。

引き続き、田中元会計課長の尋問を行いたいと思います。それでは、田中元会計課長の入室をお願いいたします。

（午後2時18分休憩）

（証人入室）

（午後2時19分再開）

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは議事を再開いたします。

田中証人におかれましては、本委員会の調査のために、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これによりまして、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだとき、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓につきましても、次の場合は、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応、以上のことと御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を、朗読お願いをいたします。

○証人（健康課長 田中豊和） 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年5月22日。田中豊和。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、皆さんお座りくださいませ。

これから証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより田中証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では、初めに、私、人定尋問を行います。

まず、あなたは、健康課長の田中豊和さんでしょうか。

○証人（健康課長 田中豊和） 間違ひありません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違ひございませんでしょうか。

○証人（健康課長 田中豊和） はい、委員長。

○古賀世章委員長 はい、証人どうぞ。

○証人（健康課長 田中豊和） 間違いございません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、あらかじめ委員会で決定しました尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。

田中証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。

白根副委員長、お願ひします。

○白根美穂副委員長 それでは、私のほうから質問を数点させていただきます。

通常の会計の処理について、出金の基本的な考え方についてお答えください。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 会計の処理、出金の処理ということでございますけれども、まず支出負担行為決定書というのが、各課のほうで回ります。その決裁をもって支出命令書のほうが作成されますけれども、支出命令書のほうに領収書と負担行為決定書のほうが添付されて会計課のほうに回ってきますので、それを基に内容をチェックした後、出金をするというような形になっております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それは、町の条例に基づいて行っているものと解釈してよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 町の財務規則のほうに基づいて処理しておるかと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、旅費精算の処理についてお伺いします。先日、佐々木氏からの証言では、当時で、数年前になるかと思うんですが、旅費精算には、領収書や宿泊証明書は要らなかったということで証言されておりますが、田中証人が会計課長にいらっしゃったとき、何に基づいて当時は旅費精算をされていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 私が会計課にいた当時につきましては、精算伝票といいますか、旅費の精算に関しましては、ほぼパック旅行で宿泊と航空券が一緒になったパックでのものが推奨されておりました。ほぼ全職員がそのパックを使って旅行のほうに、出張のほうに行っておりましたので、そのパックの領収書を基に支出のほうを判断しておりました。

たまにパックじゃないものといえば、行政委員会の視察、公用車のマイクロバス等を使って、例えば農業委員会等が視察に行かれる場合とかにつきましては、定額の旅費1万900円ですかね、を領収書

なしで支出していた覚えがあります。

○古賀世章委員長 いいですか。よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に移ります。今回、序議で旅費に対する留意点が変更になっております。この件に対しては、御存じでありましたか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 序議のほうで旅費の留意点の変更について提案があったことは覚えております。そこで協議があったことも事実でございます。私の序議に対する認識がもしかしたら間違っていたのかも分かりませんけれども、序議で協議されたことが、この旅費の留意点につきましてですけれども、改めてまた正式に、全職員に周知される、下ろされるものだというふうに認識をしていましたところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、令和5年1月に改変された留意点についてですけど、これが、そのとき、決定されたものではないということで、思っていたということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 序議の結果につきましては、課のほうに戻って職員のほうに周知をするんですけども、こういった意見が出ていたということで、今後改変される予定であるというところで、私のほうは下ろしておりましたので、これをもし決定事項で正式に下ろしておくべきだったのかというのは、ちょっと私の認識不足だったかと思いますけれども、私としては、改めて総務課のほうから、全職員に対して周知がなされるものであるというふうに認識を、個人的にはしておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 メールでしたっけ、職員が共有して見るところに、この留意点を添付していたという、福岡財政係長の答弁がございましたけども、変更になったっていう確認というか、御自分で変更になったんだなっていう確認はされましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 文書管理、デスクネッツ文書管理というところに保存されているんですけども、それは私自身確認しておりません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 留意点が変更になったので、そこを確認してくださいというような周知がなかつたということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 私としては、その質問、確認をしてくれというような周知がなかつたというふうに記憶しておりますので、その留意点がまだ変わってないというふうに認識をしておりま

した。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 実際、令和5年1月に変更になった留意点で、佐々木氏等が旅費の精算を行っております。この留意点を見て、元会計課長として、これをどのように解釈するのか、この留意点は妥当であるのか、どのように考えるのかをお聞かせください。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 私個人といたしましては、旅費の精算に対して領収書がない、宿泊証明書についても、私が会計課にいたときは、宿泊証明書の添付はまだ必要なかったんですけども、領収書もないようなもので、復命書のみですか、と見積書が支出命令書の証拠書類になるとは、ちょっと考えられませんでした。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、どなたか御質問等があれば、平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございました。先ほどの証言の中で、例えば、当時、パック旅行で、パックでないもの、農業委員会等は定額の旅費を領収書なしで支出していたとありました。ということは、例えば農業委員会御一行で行かれた場合に、農業委員会委員さんについては領収書があったということで、農業委員会御一行さんで行った場合のちょっともう少し処理の仕方をお答えいただけますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 農業委員会の場合ですけれども、概算での請求がまずあっておりました。そこに行程表とかがついていたんですけども、精算のときには、農業委員会の視察研修というのは、町のマイクロバスを利用して、皆さん集団で行動されておりますので、あくまでも途中の行程の旅費というのは、運賃等は発生しないと、宿泊費と日当のみが発生するというところで、皆さん集団での行動というところで、領収書の添付なしに、そういった行政委員会の視察に関しましては、宿泊費を定額で支出していたということになります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 その際、集団でお泊りになった宿泊先の領収書というものは、必要ないんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 今思えば必要だと、徴収するべきであったんだろうと思思いますけれども、これまでそのような流れで処理をされておりましたので、私のときも、その行政委員会の視察に関して、その公用車を使って集団で同じところに宿泊されているというような場合は、宿泊証明書、領収書がないところで、支出をしていたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その場合は、農業委員さんのような行政に係る委員さんの場合も定額での支出という

ことになるんでしょうか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 当時、宿泊費につきましては、定額でのお支払いとなっていましたので、1万900円をお支払いするというような感じで処理をしておりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、實藤委員。

○實藤量徳委員 先ほどのパックの件でちょっとお伺いいたします。このパックの場合は、大体旅行会社か何かに発注して、旅行会社のほうから請求があるということですか。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 一番多かったのは、概算払いで先に見積書と出張命令書の写しを添付して概算払いでお金を受け取ると、その受け取ったお金の中から旅行会社のほうにお支払いをして領収書を取ってもらうと、精算のときに、そのパックの旅行会社からの領収書を添付してもらって、精算をしていただくというような形をとっておりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 概算払いで出してもらったら、個人で、ネットで取ってもよかったです。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 当時が、まだネットでのパックとかっていうのがあまりなくて、農協さんのほうがまだ旅行センターを持ってあったので、ほとんどの方が農協さんの旅行センターのほうを使って、パックの取得を、旅程のほうを手配していたというような状況でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか、平山委員。

○平山賢治委員 すみません。もう一点、最初に会計処理の原則が財務規則等に基づいていると思うんですけど、当時、農業委員等に関しては、定額で支払っていたということですけども、厳密に当時の財務規則からいっても、宿泊の領収書なり、宿泊を証明するものが当時も必要だったというのではないかというふうに解釈してよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 今思えば、領収書なりを徴収しておくべきだったのかなというふうに思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか。議長。

○高橋直也議長 私がこう条例を見る限り、職員の旅費に関する条例を見て解釈するには、やはり宿泊費というのは、交通費もですけど、実費精算というのが基本だと思うんです。だから本当にそこに泊まったのかっていうのを証明するためには、やはり領収書、宿泊証明書は最低でも要るというふうに、私は思っているんです。

その中で、今回、留意点の変更で、そういうのがもうつけなくっていいうようなふうにちょっ

と改変されたというふうに聞いておるんですけども、留意点の変更は、決裁文書の変更と同じ扱いになるんじゃないですか。違うんですか。決裁文書で旅費の規定というのが決められたわけでしょ、当初は。副町長まで印鑑を押されて、旅費の規定かな、旅費の留意点は、私が言いたいのは、留意点の変更が、普通留意点の変更が行われるときには、どういった形できちっと役場全体に知らされるのかというのを聞かせてもらえないでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○高橋直也議長 この留意点だけじゃなくて、いろんな問題で留意点の変更をしますとかというときは、もう口頭だけで変更されていくのか、きちんと誰かの決裁をもらって、きちんと文書でデスクネットとかに載ったりして周知されるのか、普通の流れをちょっと聞かせてもらいたいんですけど。

○古賀世章委員長 いかがですか。田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） ちょっとこれも私個人の考え方になってくるかと思うんですけども、まず、私は会計課長のときには、そういう留意点というのが、あったのかどうかというのは、ちょっと記憶にまずないということです。今出ている留意点のようなものが、細かいものがあったかどうかというのは、ちょっと記憶にないというところでございます。

庁議のほうでいろいろ協議はするんですけども、軽微なものについてはそこで決定、役場庁舎の出入口を開ける時間を8時20分に変更とか、防犯上の理由を変えたというような場合は、それはもうすぐ変えられるものだというふうに認識しております。決裁等せずにですね。

ただ、今回の旅費の留意点につきましては、私個人の考え方ですけれども、全職員に関わって、会計課のほうにも関わってくる内容でございますので、しかるべき手続を取られた上で、全職員に改めて、庁議が終わって手続を取った後、周知されるものというふうに認識をしていたところです。これがもしかしたら、庁議に対する私の認識が間違っていたのかもしれないんですけども、そういうふうに認識をしていたところです。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 すいません。ちょっと聞き方が間違えてました。この留意点の変更が、誰の証人やったかな、ちょっとあれですけれども、軽微な変更だったからというような説明があったんです。軽微な変更だったからわざわざ決裁を取らなくて、もう庁議で、口頭で諮っただけで、周知ができているというふうに思ったみたいな、証人からの、尋問したときに証人が出たんですけども、前会計課長の田中課長に聞くんですけども、添付書類で宿泊証明書とか、領収書が要らないという変更は、軽微な変更だと思われますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○高橋直也議長 私は重要な変更だと思うんですけども、その辺の認識がちょっと分からないので、会計課を担当されていたということなんで、どうかをお聞かせください。

○古賀世章委員長 田中証人。

○証人（健康課長 田中豊和） 以前は、宿泊証明書の添付は必要ないというところでの運用ございましたけども、ちょっといつの議会かは忘れましたけども、ある議員のほうから、宿泊証明書の添付が必要ではないかという一般質問のほうがあつて、宿泊証明書が添付されるようなことに、運びになつたというふうに認識しております。

会計課のほうといたしましては、宿泊証明書の添付、もしくは領収書の添付というところで、それ以降処理をしていたかと思いますので、これを変更するのは、会計上の問題ではありますので、軽微な役場の庁舎の鍵を8時に開けてたのを、8時20にずらすよとかっていうような軽微な変更ではないというふうに認識しております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。いかがですか、そのほか、よろしいですか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、田中さんの証人尋問をここで終わらせていただきたいと思います。

証人は退席、退室していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

（証人退室）

○古賀世章委員長 以上で、田中証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。午後3時、15時より再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

（午後2時46分休憩）

（午後3時00分再開）

○古賀世章委員長 時間になりましたので、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き証人尋問を行います。それでは、証人入室のため暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。

（午後3時01分休憩）

（証人入室）

（午後3時02分再開）

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

佐田証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願ひをいたします。証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法

の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実を黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを行いたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読お願いいたします。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年5月22日、佐田裕子。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは、皆さん、お座りくださいませ。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めるになりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより、佐田証人から証言を求めます。

最初に、私、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、議会事務局会計年度任用職員の佐田裕子さんでしょうか。証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい、間違いございません。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定しました尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。佐田証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただければ結構です。

尋問に当たり、証人、それから傍聴者の方への資料の配付をお願いをいたします。事務局よりお願いします。

（資料配付）

○古賀世章委員長 よろしいですか。

それでは、尋問を行いたいと思います。どなたか。白根副委員長、お願いします。

○白根美穂副委員長 通常の会計の処理について質問させていただきます。

元会計課の課長としてですけれども、その当時、出金の基本的な考え方や処理についてお聞かせください。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 当時、会計課長でおりましたときの支出、公金の資質の基本的な考え方について、法令、地方自治法だったり、町の財務規則に基づいて、支出の確認というか基づいて、会計管理者としてしておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に、旅費の精算についてお伺いします。当時の旅費精算の仕方についてです。

先日、佐々木氏が、旅費精算は領収書は宿泊証明書は要らなかつたと、昔はですね、という証言があつたのですけども、佐田さんが会計課長をされていたときは、何に基づいて旅費精算をされていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 提出された財務伝票に内容と、あと添付されている証拠書類を基に正しいのか、支出してよろしいのかを確認して業務を執行しておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その際に提出書類に不備があった場合、提出者に確認や書類の再提出を求めるこ
とはありましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） ございました。不備な点があれば提出を求めておりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再提出を拒む者はいらっしゃいましたか。

○古賀世章委員長 はい。

○証人（議会事務局 佐田裕子） その当時、職員の中おりました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 不備な書類のままで出金を強要されたことはありますか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 当時、そうですね、強要されたことはあります、はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのとき、圧力というか、そういうものを感じられたことはありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか、慎重にお答えください。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 当時、そうですね、すいません、もう一度。

○古賀世章委員長 いや、ゆっくりどうぞ。はい、どうぞ。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 当時、会計管理者として責任もある、ちょっと一人で悩みながらで
すね。強要されたので、悩みながら、いや、必要性があるんではないかということで、当時、その本
人にも言って、お願いしたこともあります、はい。

○古賀世章委員長 いかがですか。少し優しく質問してください。

○白根美穂副委員長 はい、すいません。

強要されたことに対して、特定の人だったり事業ということはありましたか。

○古賀世章委員長 よろしいですか、いかがですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 特定の職員だったり事業でありました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 書類の再提出について、何度も不要だと主張され、出金の強要をされたことがあ
るか、もう一度お願いいたします。

○古賀世章委員長 よろしいですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい、強要されました。必要ないのではないかということで、言われたことがあります、はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 添付書類が不要だという主張を受け入れ、出金したことがありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか、慎重にお答えをお願いします。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 必要書類を再度提出してくれて言いまして、証明書を出していただきました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 既定の添付書類がなければ、出金の処理はされてこなかったということでよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい。

○白根美穂副委員長 はい、そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 佐田さんが会計課長だったときに、佐々木氏の偽造の宿泊証明書が複数あることが調査で確認ができました。当時、佐々木氏から出された宿泊証明書は、正式なものとして処理を行っていた。正式なものと認識して処理を行っておられたのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか、佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 出張命令書ということを提出してきたので、それが正しいものと思って出金をいたしました。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 別の質問に替えさせていただきます。

○古賀世章委員長 どうぞ。

○白根美穂副委員長 お手元に出張旅費計算等に関わる留意点があると思いますが、以前の証言によれば、序議で旅費に対する留意点の変更の要望があったということは記憶にございますか。

○古賀世章委員長 佐田証人、いかがですか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 記憶にございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 その場で合意が取られた、決定された、変更が決定されたという認識はございましたか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そのときの序議で出席課長方と協議して、こうではないかどうかと

ということを話し合って、協議して、その序議では決定ではなかったです。意見が出されて、ちょっと持ち帰りという形ですかね。その場では決定ではなかったです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 結局その後、留意点は変更されたという形で実行されていくんですけども、令和5年1月に出された留意点は周知はされていましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか、佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 今、配られたこれの、ですよね。あ、一応そうですね、周知はありました。この部分は——失礼しました。変更になったということは、まだ持ち帰りのあれだったので決まったということは、周知はなかったです、はい。

○古賀世章委員長 周知はなかったということで、よろしいですね。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そうです、すいません、失礼しました。

○古賀世章委員長 いえいえ、そこだけはっきりちょっと確認させてください。よろしいですか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい。

○古賀世章委員長 はい。次どうぞ。

○白根美穂副委員長 それでは、元会計課の課長としてお伺いいたしますが、新しくできたこの留意点を見てですね、旅費の精算は赤文字で書かれているとこですね、次のページのですね。これで見積書だったり請求書、行程表とかありますけども、これで旅費の精算は可能と考えますか。これを持ってこられた時点で、会計課として処理できると考えますか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） これではですね、あくまでも、（例）見積書とか請求書、行程表、そういう復命書、復命書に記載、宿泊場所記載とか、この部分では決定事項ではない、精算、支出する根拠書類とはなされないと私は考えます、はい。

○白根美穂副委員長 以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 証言ありがとうございます。

先ほどの証言の中で、提出書類に不備があった場合、再提出を求めたことがあると。それから、不備な書類のもので出金を強要されたことがあるという御証言があったと思います。もう少し率直にお伺いしますと、これは職員佐々木氏による宿泊費に関する出金に関する件でも、そういうような再提出や出金に対する強要のようなものがあったというふうに受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい、そのとおりでございます。強要がありました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに関して、この添付書類で出金ができるはずだと、そして出して宿泊費を支払っていただかなければということが複数あったというふうに、同一人物から複数あったというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そうですね、複数ございました、はい。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その方の主張の御趣旨としては、どのようなものだったんでしょうか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そのとき会計が、私のほうに提出された書類、財務伝票と添付書類で出金をしてほしいと、はい。誤りはないと、これでいいんじゃないかということは言われてですね、はい。

○古賀世章委員長 なるほどね。

○証人（議会事務局 佐田裕子） ました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それに対して証人は、この本人の主張する添付書類では出金できないので、必要な宿泊証明書等を添付してくれということで再度の提出を、全ての要求に対してそれを求めたということよろしいですか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい、そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 結果的には偽物の添付書類もあったんですけど、証人としては、本人から宿泊証明書等の必要な書類の提出がなければ、旅費は当然支出しなかったということで受け取ってよろしいですか。

○古賀世章委員長 はい。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。そのほかどなたか、尋問とか質問があればお願ひをいたします。では、高橋議長。

○高橋直也議長 この5年1月に留意点の変更がされたというふうに証人に言われている方もいますけども、留意点の変更は、結局、領収書も宿泊証明書も要らないと。見積書や請求書で商品代金が分かるものを添付すればいいというふうな変更になっていると思うんですけども、これは軽微な変更だと思われますか、それとも重要な変更だと思われますか、これが正式に変更された、されていないは別として。この変更部分は軽微な変更だと思われますか、それとも本当にこれは重要な部分だと思われま

すか、聞かせてください。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 公金ですね。町民の方の大事な公金、それを支出するという意味で重要なことだと思います、変更のこの内容は。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか。

(なし)

○古賀世章委員長 なければ、ちょっと私のほうから1件だけ確認させてください。

先ほどから話題になっております、この出張旅費計算等に係る留意点というのがあるんですが、これはですね、総務課と会計課が合議の上で発行するというんですか、変更するにしても、そういうふうに理解しておるんですけれども。今回の話では、どうも会計のほうには御連絡がなくて、総務部門だけで変更されたやに聞いております。これについて佐田さんがまだされておるときは、これがあつたかどうかは知りませんが、これを見られてどういうふうに判断されましたか。やはりこれは会計に関することでしたから、ちゃんと合議の上で一緒に変更していかないかんとか、そういうふうなものだろうと思いますが、どういうふうに感じられたかぐらいの御意見で結構ですけれども、お願いできるならと思います。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） やはり町の公金を支出する会計管理者、チェックをする課長、会計管理者として、やはり旅費担当の部署、総務課ですかね、当時は。総務課と、あともちろん会計課長、会計課との合議というか、は、必ず必要であると私は思います。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

そのほかどなたか。よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 もう一点だけ。旅費に関することで何度も同じことがあったという話ですが、旅費に関しないことで、一般的な行政運営の中での添付書類漏れですか認識違いということで、一般的な支出命令に関しても、もっと添付書類をということで担当課に差し戻したり、追加を求めたりということは、一般的にたまにはあったという感じでよろしいですかね。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） もちろん当時私が会計課長のとき、不備があつたりしたら、もう必ずどちらの課でも、もう一回聞いて差し戻して再提出を求めておりました。出してもらって出金という形ですね、全部そろっていればというチェックをして、そういう形をとっておりました。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 となりますと、旅費に関しては特定人物なんですが、そういう添付漏れとか会計処理

が雑であるとかいう点について、特定の課とか特定の事業についてそういうことをお感じになったと
いうことが、これまでございますでしょうか。

○古賀世章委員長 佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） はい、ございます。特定の課でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） あと職員ですね、はい。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それは、我々はいろいろ百条で調査していますが、とりわけ、例えば特定の課と言
いますと、そういうイベントなり持てると、率直にこの課の雑であるとか不明瞭であるとか、書類に問
題があるとかいう傾向があったとすればお聞かせいただければと思います。

○古賀世章委員長 差し障りのない範囲内でお答えをお願いいたします。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そうですね、当時、事業の中で、例えば海外のブランドの事業とか
が結構頻繁に取り組まれてあって、旅費の支出、伝票が支出規定ですね、会計課のほうに。そこで結
構、不備というか、ちょっと私も悩みながら、整っていなかつたり、添付書類があつたり、ちょっと
聞きに行って差し戻したりいたしました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございます。そういうときに会計課長の上司というか、そういうものを判
断できる方、相談できる方というのは、直接的にはどういう方であって、実際そういう、これは認め
ていいものかどうかというのが対応できる状況にあったのかどうか、どうでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） 当時海外事業、ブランド事業で、海外出張となると国内とまた違つ
てクレジットを、当時クレジットカードで申し込んで支出、もうしたということもあつたり、なされ
たということがあつたりして、ちょっとこれいいのかなということで、当時総務課の財政のほうに、
旅費関係、財務関係の財政係のほうに相談をしたこともあります。ですね、はい。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 特に問題なくやってよろしいというような方針で進められたんですかね、総務課のほ
うとしては。

○古賀世章委員長 よろしいですか。佐田証人。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そうですね。その当時まだクレジットカードを使用していいものか
という決まり事もない中に、もう既に支出したというものもあつたりですね。なので、すいません、
質問もう一度よろしいですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。どうぞ、平山委員。

○平山賢治委員 いろんな支出に関する疑問がある中で、会計課長が相談先というか、さらに上司と会計について適切なものかというものを相談したり、相手方が判断したりということがあったんでしょうか。これで支出、適切でよろしいと。そのとおり支出してよろしいとか相談先があって、そこは、そんなときはお答えがあつたりしたんですか。

○証人（議会事務局 佐田裕子） そうですね、一応総務課のほうに相談をいたしました。ちゃんと申合せじゃないけど、決めることが必要じゃないかということ。それと当時、国、県からの通達も来ていましたりしていたので、その当時、副町長か総務課長にも相談しながら、何かやっぱり大きな管理者の三役とか管理職の場、庁議の場で、いろいろ決めていかなければいけないんではないかというところまで相談はして、ちょっと次、異動になったという形の経緯です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 分かりました。国、県からも既に通達が来ていたけども、上司にも相談したけど、なかなかそれが具体化しなかった。それがやはり今の大きなゆがみのね。

○平山賢治委員 町の行政責任者の責任が重いのかなということで。ありがとうございました。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか、確認したいことがあれば、お願ひをいたします。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 なければ、一応、佐田証人に対する尋問はここで終了させていただきます。証人は退席、退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で、佐田証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。午後3時50分より再開をいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(午後3時33分休憩)

(午後3時50分再開)

○古賀世章委員長 それでは、時間になりましたので、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩といたします。お願ひいたします。

(午後3時50分休憩)

(証人入室)

(午後3時51分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

平田証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによりまして、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬこととなっております。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、その宣言を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応、以上のことと御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読願います。

○証人（総務課長 平田栄一） 宣誓書。良心にしたがって真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年5月22日。平田栄一。

以上です。

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、証言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされますようお願いをいたします。なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより、平田証人より証言を求めます。

最初に、私、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、総務課長の平田栄一さんでしょうか。証人。

○証人（総務課長 平田栄一） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。証人。

○証人（総務課長 平田栄一） そのとおりでございます。

○古賀世章委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。平田証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えしていただければ結構でございます。

それでは、尋問を行いたいと思います。どなたかよろしくお願ひします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 まず、私からは、町で取り扱う決裁文書についてお伺いします。一度決裁された文書を変更・改訂するには、どのような手続を取られますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 一度決裁されたものの再変更におきましては、同様に決裁すべきものと思っております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 お手元に出張旅費計算等に関わる留意点という文書があるかとは思いますが、これに関して、庁議で変更の要望があったということは記憶にございますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 令和4年12月の庁議の中で、この案件についての意見というか、が出

たことは記憶しております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そのとき、その場で合意が取られ、留意点が変更・決定されたという認識はございましたか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 私個人としましては、あくまでも意見が出たものというふうに判断しておりましたので、決定したものというふうには捉えてはおりません。理由としましては、まず、令和5年1月に留意点が改正されたというふうに言われておりますけれども、その文書がデスクネットの文書管理の中に保存してあることさえ私は知りませんでしたし、もし、普通でしたらこういう改正とかがもし何かありましたら、職員全員に周知するためにインフォメーションなり、掲示板、回覧等で、本来、全職員に周知していったものだというふうに私は感じておりますけれども、私の捉え方としましては、恐らくそれはなかったのではなかろうかというふうに私は思っておりますので、この改正についてはなかったというふうに私としては思っております。

ですので、この内容があつたことさえ知りませんでしたし、今案件とか出てきた関係でこういうのが1月に改正されたものだというふうに、があったんだなというふうに捉えておりますので、先ほど言いましたとおり、これが変わったかどうかということについては、私個人としてはなかった、決まったというふうには捉えておりません。

以上でございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 しかしながら、現在、この留意点で決裁が、旅費の精算が行われている。これに基づいて佐々木氏は宿泊証明書も要らないんじゃないかということで会計課に言っていたという事実がございます。それについてはどう思われますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 3月の議会だと思いますけど、同様な内容の質問が平山議員からあつたと思いますけれども、そのときに私が答弁したと思いますけれども、見積書とかにつきましては、本来はそれは概算払い、資金前渡請求のときの根拠となるなら問題ないと思いますけれども、資金前渡が終わった後の精算払いですね、出張に行きました、終わりました、それで旅費の精算をする段階では、基本的には行ったという証拠ならば、旅行会社に支払った、支払う分の請求書なり今までどおりの宿泊証明書なりを添付するのが当然かと思っておりますので、あくまでも概算払いの請求の根拠ならば見積書などがいいと思っております。ですから、精算の段階で見積書ということでも、見積りだけでしたら本当に宿泊したかどうか分からぬものではないかというふうに個人としては思

っておりますので、ですので、一応、私のほうはそういうふうに捉えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この旅費の留意点ですけれども、一般質問のときだったかとは思いますが、見直すような答弁を行われたかと思います。言われたかと思いますけれども、今現状、これはどのようになっていますか。変更されていますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） この案件につきましては、今現在、企画財政課長のほうから序議で、1月、2月、3月、3回ほど議案として、議案というか、協議の内容として上がってきていますので、その件について一応見直しを今進めているような状況でございます。そして併せて、国のほうが出張の旅費の見直しを進めているような状況でございますので、恐らく9月議会のほうで町の条例の改正とともに合わせていくような形になると思いますので、この件に合わせてこの留意点なりそういう部分については見直していこうというようなところで話はいっているというふうに捉えております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 ちょっと確認しますけど、9月の議会ですか、6月じゃなくって。そこをちょっともう一回。はい、どうぞ。

○証人（総務課長 平田栄一） 恐らくですが、9月の議会で町の旅費の条例の改正を行うものだというふうに捉えておるもので、まだ正式には決まっておりませんので、今のところはそういうふうな方向で行こうかというところの考え方であるようでございます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうすると、今、現時点にあるこの留意点は無効だと考えられますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 無効かどうかの判断は、ちょっと私一個人でどうかというのはちょっと判断が難しいので、ちょっとこの場で答えなければいけないのか、判断が難しいので、どちらもちょっとどうだというのはちょっと今のところは言えないのが現状でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 一応、これは決裁を取っていない状態でのものになるのでっていうことなんですけど。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 決裁がないなら、当然、公の文書として捉えるのはなかなか難しいかなというふうに思うものでございます。もし仮に私が町長の決裁も持たずに何かいろいろ案内文書と

か出したものでも、本来、それが認められるものかとなった場合は、誰も決裁していないならば認められないというのが本来の公務員としてですね、公務員としての業務としてなってくれば、そうなるのではなかろうかというふうに捉えます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 次に、大刀洗マルシェかててについてお伺いいたします。通称「かてて」は、令和6年3月、前年度までということになりますが、この団体をどういう認識お持ちですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） どういう団体という。

○白根美穂副委員長 直営だとか任意。

○証人（総務課長 平田栄一） そういう直営かどうかとかですね。

○白根美穂副委員長 はい。直営とか任意とか、町としてどのように捉えている団体として認識されていますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） まず、かててでございますけれども、町の会計年度任用職員ですかね、週何日か出でていって、いろいろ現場に出ていって、町民の方から預かったものを販売するということになりますので、いわゆる町職員が販売という業務を受け持つてやっているということになれば、当然、町の業務というふうに捉えるのが本来ではなかろうかと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 現在、すいません、町がいろいろなものに対して手数料、住民票を取るときに手数料を取ったりとかしますよね。そういう徴収する場合、手数料を徴収する場合の決定はどのように行っているものでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 手数料におきましては、町のほうで手数料条例があると思います。ですので、それに基づいて住民の方たちの利用、利益というか、提供を受ける者が支払っているものが手数料であるというふうに捉えますので、当然ながら、手数料条例にのっておくものが基づいて町のほうに受け入れる、受け入れるというか、町が徴収するものが手数料だというふうに捉えるのがしかりというふうに私は捉えます。

以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 今年度、令和7年度より、みなしふんとして大刀洗マルシェかててが協議会を設

立されたというようなことでお伺いしておりますが、これに対して地域振興課は、町長、副町長、総務課長の承認を得たと伺っておりますが、間違いはございませんか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） その件につきましては、年度末か年度始まり、時期はちょっと未定、ちょっと把握、忘れましたけれども、町長室のほうで、町長、副町長、私、そして地域振興課長で入りまして、その中で、団体設立に向けてやつていこうという形についての協議をしたことは事実として思っております。その中で、私としては、私個人はその中でオーケーですよということは言った覚えはないと思います。

ただもう私はもう横で、一緒に会議の中に入っておりましたけれども、イエス、ノーの判断をした発言をした覚えはありませんので、私が当然ボス、ボスじゃない、町長が最終的なものですので、そちらが言われたらそうなってくると思いますので、多分それに基づいて、町長、副町長、平田が承認をしたというふうに捉えて言われたのではなかろうかと思います。私としては、イエス、ノーの判断はその場では言ったような覚えはないというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では、新しくできたその協議会なんですけれども、どのようなものであると認識されていますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 地域振興課とJAみいさん、そして大刀洗町商工会、3者でやっていくというところの絵があったと思うので、それは覚えておりますけど、具体的にその中身についてどういうやり方でいこうというところについては、多分、今までのやり方とそう変わらないのではなかろうかというふうには思っております。ですので、恐らく、通帳なりとか会計も当然何か別会計でやっていくのではないか、たしかそういうふうなやり方だったと思います。一般会計に受け入れるわけではなくて、多分、別会計でやっていくような言い方があったと思っております。

以上でございます。

○白根美穂副委員長 以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 はい。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか御質問等があればお願いをいたします。いかがですか。それじゃあ、高橋議長。

○高橋直也議長 かてての手数料の件なんですけれども、町は手数料、住民票を取ったりとか印鑑証明を出したら手数料をもらうと言っていますよね。これは手数料条例に基づいてということですけれど

も、町職員へのかてて、マルシェが出品者からもらっている手数料、これは手数料条例にのつとて徴収されているんですかね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 詳細については、私もこの条例、その手数料条例がどうかということがちょっと、実際、私が手数料条例を扱いながら業務等を今実際やっておりませんので、その中にかかってが入っているかどうかについては把握はしておりません。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 町が取る手数料であれば、本来、一般会計の収入の中でたしか雑収入か何かで多分上がってくるんじゃないかなって私は思う。どの部分で上がってくるかはちょっとあれですけれども、かかってが取っている手数料は一般会計に含まれていないっていうふうにちょっと聞いているんですけども、その辺どう思われますか。どうなっていると思いますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 手数料は款項目ちょっと忘れましたけど、十何款だったと思いますけれども、毎年、毎年度決算、9月議会で決算が上がっておるかと思いますけど、多分、恐らく決算の中での手数料の中にはかかっての手数料は入っていないというふうに思います。あるとすれば雑収入なんですかね、ちょっと分かりませんけど、雑入で上がっているかどうか、ちょっとそこら辺が判断が分かりませんけれども、私としてはそのように、雑入で入っているかどうかちょっと把握ができるかもしれませんけれども、一般会計に入っているかどうかのその確認もちょっと私はできていませんので、恐らく今までの決算、議会、決算のところで見ていてますけれども、手数料条例、手数料ですか、町の手数料の中にかかってが上がってはいないというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 ということであれば、大刀洗マルシェかかっては直営、手数料は公金という認識ですね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） マルシェかかってですけれども、捉え方としては、そうですね、会計年度任用職員がやっておりますので、町の事業として捉えるのが筋だというふうに思っておりますけれども、分かりませんけど、みなし法人とかそういう団体とかでなさってある事例はたくさんあると思いますので、そこにかかってが入るのかもしれないというふうな捉え方もあるので、私からはその部分についての回答はちょっと難しい、今のところ私はちょっとできない。公会計というか、公の事業であるし、みなし法人的な部分も、何か玉虫色のような表現で言ってしまいましたけど、申し訳ないですけれども、そういうふうな形になるのかもしれないなというふうに思います。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では、総務課長として、今の、今までの、昨年度までのかてての運営に対してどう思われますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 確認ですが、どう思うかのどういうことを聞かれているのか、趣旨がちょっと分かりませんので、お願ひできますでしょうか。

○古賀世章委員長 そこをもうちょっと具体的にお願いします。

○白根美穂副委員長 制度設計について。

○証人（総務課長 平田栄一） 制度設計。

○古賀世章委員長 制度設計ですか。

○白根美穂副委員長 実際に、出品者から手数料を取って、自分のところの名義で通帳をつくって、そこに全部入れているんですよね。それで全部、通帳の中で完結しているような感じで、帳簿等もつくれられていないんですよ。そういうことに関して総務課長として、今、またみなし法人みたいな感じで、先ほども御自分からも御発言あったとおり、今までとあんまり変わらないんじゃないかっていうようなものになっているんですけども、それに対して総務課長として指導とかそういうことは行われないのか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 指導というのはなかなか、私は総務課長ですから首長部局の総括という形になりますので、何かあれば当然、課長たちに対してもやっぱり指導が必要かと思っておりますけれども、このかててというか、について、当初は多分、高速道路のパーキングとかいろいろやつたりしたりするので、緊急的に何かお金を使ったり臨時的に早急にお金を使ったりしなければいけないということもあつたりして、そこからそのお金を出していたというふうなことも聞いたことがありますので、一番すっきりする形であれば、やり方とすれば、売上金額も全て何もかも一般会計の中に入れてしまって、必要経費も全て一般会計から支出していく、予算計上しておけば一番きれいなもので、そして、その中、そうすることにすれば決算議会の中で、かてての中はこういう事業で、歳入がこれだけ、歳出がこれだけ、必要経費は人件費だ、交通費だ、何だかんだってきちんと見えてくるので、それが一番クリアというか、一番見やすいやり方ではなかろうかと思いますけど。

ただし、そちらのやり方としても、そちらでかててはかててできちつと帳簿をつくって、通帳なら通帳で管理しておられるなら通帳と帳簿と、そして監査なりを入れてきちつと管理しておけば、また

お金の流れはきっちと把握できておるので、そこでみなしほうな法的な考え方でいえば、そこでチェックも終わっておけば問題ないというふうな捉え方もあるのではなかろうかと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほかどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 ありがとうございます。まず一つは、旅費に関する留意点ですけど、これは先ほどの御証言にもあったように、もともと副町長の決裁文書なんですよね。副町長が決裁した文書です。これを通常、決裁文書を変更するのであれば当然また決裁が必要になるだろうという御証言だった。しかし、現実には、これ、令和5年1月の改変は決裁を受けていないわけですね。そうすると、これは決裁文書の改ざんという非違行為になるんじやないかと思うんですけども、証人としてはどうお考えですか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 改ざんかどうかという判断は、私は今のところ判断できないのが本音というか、そのままです。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 じゃあ、改ざんかどうかはさておきまして、決裁文書を決裁もしていない、改変していないので、そもそもこの改変部分は、今、先ほどの話ですと、またこれをまた改訂、令和5年1月付のこの改訂された文書をまた改訂するようなお話になっているかと思うんですが、そもそも令和5年1月の改訂自体が効果を発していない、効果のないもの、ただの何かであって、何の意味もない、有効じやないんです。無効なので、最初の決裁した文書から話を始めるべき。だから、今やるべきは、令和5年1月に発せられたとされるこの文書は一切何の効力もないと、無効だというところから始めるべきなんじやないかと思うんですけど、そこら辺のお考えはどうですかね。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 無効かどうかについてはちょっと考えがえらい難しいと思いますけれども、建設的に考えていけば、もう今あるこの1月の分については、これからこれを見直してさらにいいものをつくりていこう、今現在進めておりますので、それによって正しく公金の支出ができるきて、さらにできていくのではなかろうかと思っておりますので、1回振り返って、令和4年12月までのものに戻して、それから見直しじゃなくて、今あるものをもうきっちと見直していくべきものであるんじやなかろうかって個人的には思います。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そこはよく法的な検証をしておかないと、そもそも何の効力もないものをまた改変し

ましたっていうと、またうそにうその上塗りみたいな形になって、また遡って全部無効よっていう判断すらされる可能性があるので、そこはよく御検討いただきたいなというのと、それに関連して、かくてに関しても、担当課長の先日の全協での説明では、町長以下とも協議しながら、新しい運営方式をお認めいただいたとなっています。これもやはり、となると、当然、新しい協議会方式とかの立てつけでやるということについては、町長や副町長もお認めになって、町長が新しい制度でのゴーサインをお出しになったというふうに我々は認識してよろしいんでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 確認ですが、かくての今度の新年度からのやり方に対して、トップのほうでゴーサインが出た、オーケー、承認が取れたかどうかということの内容を私がどう捉えるかという趣旨ですか。

○古賀世章委員長 平山委員、もう一度お願ひします。

○平山賢治委員 すいません。担当課長がおっしゃる、この前の説明でおっしゃるには、町長、副町長、総務課長もいる中で協議して、提案していった結果、こういう方式で、協議会といった方式で任意団体なるもので運営するということになったということで、先ほどの証人の御発言では、私はイエスともノーとも言っていないけれども、結局、やっぱりその場で、町長も含めた、責任者である町長も含めた場でこの方式でいくんだということで町側としては認めたというふうに我々は受け取ってよろしいんですかね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） それでよろしいと思います。当然、うち以外も、多分、県とかもいろいろ含めて、多分、地方自治体、いろいろな団体でも恐らくこういうふうなみなしだけか分かりませんけれども、そういう部分での事業をやってある部分もありますので、特にそこについては問題ないというふうなことを聞いたこともありますので、それについては、今回のかくてのほうの協議会をつくってやっていくことについては特に問題ないというふうに捉えます。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そこについては、たしか税理士とかを考えるっていう話がありました。ただ、我々が思っているのは、税理士、内部のお金の問題じゃなくて、もう制度の立てつけがおかしいので、法的なきちっと専門家に対して、今回こそはちゃんとこれについては間違いないという制度設計ができるもの、できた経緯があるのかどうか。我々が考えるに、逆に任意団体にすると余計恐らく問題が生じると。直営でも問題なんだけど、今回、任意団体にしたら、じゃあ、何でそこに直営、公務員が関わっておるのかとか、この業者になぜ委託したのかって様々な問題が発生してくると思うんですよ。だから、そこら辺の問題が専門家によってきちっとクリアされたのかどうか。常に制度設計に疑問があ

るので、そこら辺が町の責任、行政側としてしっかり対応されたのかどうかということについてはいかがですかね。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） その件につきましては、地域振興課のほうで専門員というか、等を含めても数回、多分、四、五回以上協議を進めて、内容については確認をやっていっておりますので、それについては専門的な意見が入っておるならば問題ないというふうに捉えます。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平山委員。

○平山賢治委員 すいません。今、今年度から制度を変えたということは、やっぱりこれまでの昨年度までの運営にやはり正常ではなかったという部分があると思うんですよ。そうなると、前年度まで、例えば、直営にもかかわらず条例もなしに手数料を取ったとか、一方的に手数料を上げたとか、あるいはプールして、もしくは消費税、所得税等の税法に引っかかる可能性もある。それから、恐らく領収書も取っていなければ、公金の使途不明金も発生してくると思います。そうしますと、もう様々な非違行為ということが明らかになってくると思うんですが、その昨年度までのこういった不正常に関する調査や返金事務とか、そういうものにかなりの人手等もかかってくると思うんですが、その辺は何か調査なり対応というのは今からお考えになるものなんでしょうか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） かてての会計とか諸帳簿とかではないけど、それを町のほうでチェック、再チェックすべきかという御質問かと思いますけれども、そうですね、本来ならば、担当主管課のほうが当然課長がおりますから、その課長が責任を持ってやっていくものが正しいというか、それをやっていかなければならないものであって、もしそれができないならば、こちらからやつたらどうかという指導をしなきゃいけないのかなというふうに思います。

以上です。

○古賀世章委員長 いかがですか。よろしいですか。實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません、ちょっともう一度、かぶるかもしれないんですが、かててなんですが、今までに直営っぽい感じでやっていて、それでいろいろな手数料とかのことが何かうやむやになっていますよね。はっきりこの前の課長からの説明にも、ここをこのまま進んでいきますよみたいな感じだったんです。ここできちんと一旦リセットして、新しい形でするとかじゃなくて、今ある状態をそのまま任意団体に持っていくよって。だけど、この前の段階で、ちょっとおかしいっていうところには全然触れていなかったんですよ。それをさっき平山議員が言われたんですけど、それは課長だけの責任でできるんですかね。

それを、取っちゃいけないお金を取っていたらお返しするとか、何ですかね、立てつけじゃないけ

ど、実際10%のところを20%にしたりとか、ころころ変わったりしているんで、そういうところも実際にできるのかなと思って、課長に、いや、それとも町としてはじゃあそのまま流してみなし法人にしようかなっていう形を取られるんですか。

○古賀世章委員長 よろしいですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 先ほど實藤議員が言われた手数料が5%、10%、20%、これがころころ変わることについて、私はそれは把握しておりませんでしたので、そういうのは今初めて、そういうのは把握しておりませんでした。今年度からきちっとそういう制度設計というか、専門員を入れたところでやって、この仕組みをつくって、今回の商工会と農協さんに入ってもらって、農協との協議会をつくってやっていくというふうな説明をこの前、年度初めにやったと思います。そこで聞いて、特に問題ないというふうなやり方でいくということですので、それはそれで問題ないというふうに思いますので、今までの令和6年度から今回7年度に組織が改編というか分かりませんけれども、そういうところでやっていく部分については、私としては問題ないのではなかろうかと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません、過去のこと、過去ってその前はどうするんですかっていう質問なんですけど。返金問題とか。さつきお答えは、担当課長が責任を持ってすべきだって言われましたよね。だけど、それが実際にできるのかなと私は疑問に思うんですが。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） ちょっとすいません、質問の趣旨としては、もし返金とかがあるならばですけれども、それならば当然、担当課長のほうが町長、副町長、私なりに報告して、こうこうこういう事案ができました、どうすべきかということで、本来返還すべきだらうと思うからどうすべきかということを協議して、返還するなら返還するという形でやっていけばいいことだらうというふうに思いますので。

○証人（総務課長 平田栄一） ですので、その件について、それを私がどう、私の回答をどこを求めるのか、その趣旨がちょっと分かりません。申し訳ないんですけど。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 すいません。じゃあ、まだそういう相談はなかったということですね、担当課長から。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 手数料の返金とか、そういうことについての相談は受けたことはないというふうに記憶しております。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○實藤量徳委員 はい。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか。高橋議長。

○高橋直也議長 出張経費に関する留意点のことで聞きたいんですけども、これが認められているということの前提で聞かせてもらうと、変更部分で赤で書いている見積書や請求書等、請求書など、商品代金が分かるものを添付すればいいというふうに変更されていますけれども、ある証人からは、これは軽微な変更だから決裁文書まで取らなくてよかったですっていうふうに証人から聞いた記憶があるんですけども、総務課長からして、この変更内容は軽微なものと思われますか。それとも、とても重要な部分だと思われますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 当然、旅費ですので、公金ですね、お金が動く、動くというか、表現がおかしいんですけど、お金の出入りがあるものですので、そういう部分については大変重要なものだと思いますので、当然、重要か重要じゃないかというふうになれば、重要であるというふうに捉えます。

以上です。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 あともう一点です。これを今ちょっといろいろ議論して9月の議会で変更するかも、条例の変更と一緒に提案するみたいなことを言われましたけれども、もしそのときは、平山議員もしっかりと順序を追っていかなくちゃいけないよってアドバイスがありましたけれども、もし9月にこれを議会でこの件について何かするときは、決裁文書として決裁印は取りますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 当然、旅費の条例改正になってきますので、当然、条例改正は当然町長決裁が必要になってきます。この部分が当初のときは副町長決裁というのも私はそれは知りませんでしたけれども、この部分、この留意点については、多分、議会のほうに上程するものではないので、内部、庁舎内での職員に対する通知というか、申合せ事項というか、内部規則的なものになってくると思いますので、その分については当然決裁は必要であるということになってくると思いますし、当然、今回の100条の中でこういう旅費の関係が大変重要なになってきておりましたので、何らかの形でやはり全協なりとかで議員さんたちに対してはこういうことに一応なりましたという、何か周知すべきものではあるというふうには捉えております。

以上です。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 すいません、聞き方がちょっと間違えていました。申し訳ないです。この留意点をまた変更するに当たっては決裁を取られますかという。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 当然、一番最初に副町長決裁で行われているならば、当然、改正するならば副町長決裁まで持っていくのが当然だというふうに思っております。

以上です。

○高橋直也議長 分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 はい。

○古賀世章委員長 そのほかどなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 もう一度、再度、同じようなことになるかもしれません、質問させていただきます。今までの大刀洗マルシェかてて、令和6年度まで、条例もなく、手数料を10%、20%を徴収し、会計帳簿もつけずに通帳だけで管理し、領収書等も破棄して、何を根拠にしているのか分かりませんが、時々、雑入として町に入れております。この処理の仕方は正当な処理の仕方だと考えますか。

○古賀世章委員長 平田証人。

○証人（総務課長 平田栄一） 先ほど言われましたとおり、帳簿なし、領収書なし、雑入で受け入れるということでございますけれども、各部署におきまして何とか協会とかいろいろ、総務課ですけど、交通安全協会とかを主に担当しておりますけれども、当然ながら通帳で管理しておりますし、歳入歳出があった場合については当然帳簿などをつくって決裁、当然、課長決裁で回しておりますし、当然、後ろにも領収書なり請求書なり等を添付して支払いなど、受入れなどを行っているものでございますので、当然、それをやっているのが当然というふうに思っておりますので、帳簿がない、領収書もないというのは、不適切な会計処理というふうに捉えるのがしかるべきかというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。なければ私から1点ですけど、先ほどから問題になっております出張旅費の計算等に係る留意点ですかね、これに至るまでには、まず、旅費に関する条例というのが頭に上位規格としてあると思うんですね。その次に、これを具体的にどうするんだということで、今度は規則がありますね。その下に恐らくこの留意点というのがあるのかなと理解しておるんですけども、こんなに3つも要る理由が一つ分からんわけですよ。できれば、条例は当然必要ですけど、それを補佐するのが私は規則等じゃないかなと思うんですよね。その下に先ほど申しましたように留意点とか、もう一つ何かあると言われましたね。4つぐらいあるんですよ。この辺をもうちょっと分かりやすく、どうせ見直すならば、条例ともう一つの規則ぐらいでいいんじゃないですか。

何かそういう必ずしも留意点とかをつくらんでも。そこは注意点だろうと思うんですけど、それだけでもうみんな誰も知らんうちにお金がどんどん出されたり行ったりしておるですたいね。そして、後から調べてみると、ある人が圧力を加えたの、この辺の人たちがこそっと黙って変えたのとか、そ

ういう話になっておるんですよ。誰も知らんわけですよ。これが数年間こういうことでやられとる。やっぱりもうちょっとクリアにしとかにやいかんのやないか。そのためには、このルールをもう少し分かりやすく簡素化すべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか、その辺は。

○証人（総務課長 平田栄一） 委員長おっしゃるとおり、条例規則ともう一つ何かあって、この留意点というのがありましたので、1月から3月にかけて、この旅費の留意点について協議を行っておりまして、私もその中で3月ぐらいだったと発言したと思うんですけども、4つもあるとなかなかどれを見てやっていかなきや分からんから、もうちょっときちっと、条例規則と以外にもう一つありますので、そちらとこの留意点とかを取りまとめて、なるべくこれを見れば分かるんだというようなものをつくったらどうかというふうな、私からは意見を出させていただいたんです。

ですので、そういうふうにまだやっていくかどうかちょっと分かりませんけども、本来は、そういうふうに、なるべく分かりやすいように、シンプルにやっていくべきものと思っております。

条例とか規則は本当に大事なもので、あくまでもポイント的なものは条例でなってきまして、それを詳細に説明していくのが規則となってきます。さらに細かくなってくるのが多分こういう留意点とかそういうとこになってくるかと思いますんで、そういうふうなやり方をやっていくべきかと思います。

それと、9月の条例で旅費の関する改正になってくる分については、国家公務員の、この頃の宿泊費の関係が高くなっているということで多分都道府県単位での宿泊費の計算が変わってくるものだというふうに思っておりますので、その関係での条例改正になってくるだろうと思いますので、まだちょっと詳細はつかんでおりませんが、多分恐らくそういうものだというふうに思っております。

以上でございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございますけど、それに関して、やはり先ほどもちょっと申し上げたんですけど、例えば留意点の場合は総務課と会計課が合同で変更するとかあるわけです。この辺をきちんと決めてやつとかないと、また今度いろいろ問題があったときに、会計課に聞くと、会計課は、いや、そんなこと知らないよと言われるし、総務課だって、この一部の方だけが何かちょっとこちよこつとこうやったようなことで、後からどっからか圧力が加わったような話で、結局誰か1人か2人かは笑うとるかもしれないけど、ほかのものはみんな迷惑してるわけです。大刀洗町どうなってんだという話になりますんで、そういうとこも踏まえたところで、具体的に行動を起こすときは、このルールはこういうふうな手順でやるんだよというとこもきちんと決めとってほしいんですけど。

私からは以上ですけど、何かありますか。よろしいですか。

それでは、平田課長に対する尋問はこれで終了したいと思います。どうも御苦労さんでございました。ありがとうございました。御退出よろしいです。

（証人退室）

○古賀世章委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。そして、16時50分から再開したいと思いますんで、よろしくお願ひをいたします。

(午後4時41分休憩)

(午後4時53分再開)

○古賀世章委員長 時間もちょっと過ぎましたけど、すみません、再開をいたします。

次回の予定でございますが、まず、証人出頭要求についてでございます。各委員の御意見を踏まえまして、次回の証人喚問につきましては、地域振興課、村田課長、質問事項は、大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関する公金の支出について、日時につきましては、7月25日金曜日13時30分から、場所は、ここ協議会室において行います。本件について御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議長に対して、証人出頭要求することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。なお、正当な理由がなく出頭せず、また証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定によりまして、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金が処せられることがあることを申し添えます。

それから、2番目に、記録の提出要求についてでございますが、事前に各委員から意見を頂いておりますので、協議した結果、3つございます。1つが、令和7年2月に地域振興課から提出されました預金通帳、または金融機関が発行する取引明細書の提出後から現在までの未提出分の資料について提出を求めます。

2番目に、大刀洗マルシェ、これは、さくら市場でございますが、これが保有する全ての携帯電話についてでございます。1つが、この契約書、2つ目は、携帯電話そのものか、または、通話履歴とPlayPlayの履歴、これを求める。3つ目が、前回の証人尋問において、役場職員の佐々木大輔氏から、宿泊先から取得したと証言されました令和2年10月24日から26日の出張宿泊証明書、これを直接議長名で、町長のほうに要求をしたいというふうに考えます。

以上の提出を求めるが、本件について、御意見はございませんでしょうか。議長、どうぞ。

○高橋直也議長 さくら市場かてでマルシェが保有している携帯というか、マルシェかてで利用している携帯ですよね。保有しているとなると、かてでマルシェの名義じゃないといけないと思われるとかもいけないから、使用しているということですよね。

○古賀世章委員長 じゃあそこは利用している、もしくは使用しているというふうに変更というか、訂正をお願いいたします。よろしいですか。だから使用しているということですね。

○白根美穂委員 携帯電話代金として支払っている携帯。通帳を見る限りでは1台分だとは思います。それが直接通信会社から引き落としとはなっていない。通帳を1回出して、多分入れ込んでるんだとは思うんです。その通帳から通信会社に引き落としてあれば、通帳に通信会社の名前が出てくるはずです。それが出てないんです。ということは、現金でどこかに振り込んでるということになるので。それがわからない。でも、通帳でしか管理されてませんから、帳簿がありませんから、通帳だけ見たのには、携帯代と書いてあるんです、通帳に。なので、それしか言いようがない。

○古賀世章委員長 暫時休憩します。

(午後5時00分休憩)

(午後5時01分再開)

○古賀世章委員長 再開します。

○白根美穂委員 大刀洗マルシェかでて（旧さくら市場）の通常から携帯電話料としてお支払いしている対象の携帯電話の1番は契約書、そして、2番は携帯電話、または通話履歴とPayPay支払いの履歴を要求します。

○古賀世章委員長 じゃあそのようにいたします。よろしくお願ひします。

それから、3番目はよろしいですか、佐々木氏の宿泊証明書を頂くということで。その御意見は分かりました。

それでは、お諮りいたします。ただいま申し上げました記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、5月28日、来週の水曜日までに記録の提出を求めると思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。なお、正当な理由がなく、記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条の第3項の規定により、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次、次回の委員会についてでございますが、7月25日13時30分より会議を行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後5時02分閉会)